

# 節湯水栓・節水水栓における性能確認及び証明方法

## 1 概要

「住宅・建築物の省エネ基準」及び「低炭素建築物認定基準」における“節湯・節水に資する水栓”のうち、その基準が性能評価による場合は“試験品質”および“生産品質”の二つの観点から基準性能を確認・証明する必要があります。また、基準への適合について、所管行政庁や評価機関から基準を満たすことを証明する書類の提出を求められる場合があります。基準を満たす製品であることを証明するためには、製品の“試験品質”と“生産品質”に依りて証明書類を準備しておく必要があります。

## 2 基準性能の確認方法について

基準性能は次に示す方法によって確認する必要があります。

a) **試験品質** 表1に記載のいずれかの方法で試験・審査されていることが条件です。ただし、次に該当する場合は、この限りではありません。

- 1) 外見の目視等により容易に性能を同定できるもの
- 2) 製品種別を特定することで容易に性能を同定できるもの
- 3) JIS 等に定める技術的基準の普及が相当程度なされ、一定の性能の達成が一般的になされているとみられるもの

表1

試験品質の確認方法	判断
第三者試験機関による試験を実施	○
第三者試験等審査機関による試験結果の審査を実施	○
試験品質について自己適合宣言を実施※ (JIS Q 1000 又は JIS Q 17050-1 に基づく)	○
上記以外	×

※JIS Q 1000 に基づく当該製品に係る製品規格の JIS への自己適合宣言／JIS Q 17050-1 に基づく当該規格等への適合宣言

- b) **生産品質** 表 2 に記載のいずれかの方法でその生産品質が管理されていることが条件です。ただし、試験等に用いられたサンプリングした試験体と個別製品の同定が比較的容易に可能なもの(例:寸法や仕様等についての称号により容易に同定できるもの)である場合は、この限りではありません。

表 2

生産品質の確認方法	判断
ISO9001 登録工場または JIS 認証取得工場	○
第三者生産品質審査機関で審査を実施	○
生産品質の管理体制について JIS Q 9001 への自己適合宣言を実施※ (JIS Q 17050-1 に基づく)	○
上記以外	×

※JIS Q 17050-1 に基づく当該規格等への適合宣言

- c) **第三者審査機関の製品認証制度に基づく認証による場合** 試験品質および生産品質の要件を満たすものとして、次の製品認証制度での確認も可能です。
- 1) **JIS 認証による場合** 当該製品が JIS 認証を取得している場合は、表 1 に示す当該設備機器の規格名に対応した JIS 認証または製品に表示された JIS マークによって、試験品質及び生産品質の証明に代えることができます。
  - 2) **JIS 認証以外の製品認証制度に基づく認証による場合** 当該設備機器の規格を包含した製品認証制度が、試験品質および生産品質それぞれについて第三者審査機関の審査結果に基づき適切に実施されたことが明確にされている場合において、当該認証制度に基づく認証書または表象マークが有効であれば、試験品質および生産品質の証明に代えることができます。

### 3 準備が必要となる書類

---

- a) 第三者機関による試験成績証明書等、または当該性能を有することを示す JIS 等のマーク
- b) 第三者機関による試験成績証明書等と併せて JIS Q 1000 又は JIS Q 17050-1 による自己適合宣言書
- c) JIS Q 1000 又は JIS Q 17050-1 による自己適合宣言書

### 4 用語の説明

---

- a) **第三者試験機関** 設備機器の試験等を実施する機関であり、次のいずれかの機関。なお、当該機関は、登録または認定された試験の範囲(規格)に限らず試験等を実施できるものとする。
  - 1) 工業標準化法に基づく試験所登録制度(JNLA)による登録試験機関
  - 2) JIS Q 17025(ISO/IEC17025)に基づき認定された試験機関
- b) **第三者試験等審査機関** 設備機器の試験等の結果審査を行う機関であり、次のいずれかの機関。なお、当該機関は、登録または認定された試験又は認証の範囲(規格)に限らず試験等を実施できるものとする。
  - 1) 第三者試験機関
  - 2) JIS Q 0065(ISO/IEC GUIDE65)に基づく製品認証機関
  - 3) JIS Q 17065(ISO/IEC17065)に基づく認証機関
  - 4) 工業標準化法に基づく登録認証機関精度(JASC)による登録認証機関
- c) **第三者生産品質審査機関** 個別製品の同定審査を行う機関であり、次のいずれかの機関。なお、当該機関は、登録または認定された審査又は認証の範囲(規格)に限らず生産品質の審査を実施できるものとする。
  - 1) JIS Q 17021(ISO/IEC17021)に基づく審査登録機関
  - 2) JIS Q 0065(ISO/IEC GUIDE65)に基づく製品認証機関
  - 3) JIS Q 17065(ISO/IEC17065)に基づく認証機関
  - 4) 工業標準化法に基づく登録認証機関精度(JASC)による登録認証機関
- d) **第三者審査機関** “第三者試験等審査機関”又は“第三者生産品質審査機関”の要件を満たす機関

## 5 区分ごとに必要な書類

性能確認の区分によって、必要となる書類が異なります。



